

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省6(Ⅰ－2－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	今後の医療需要に見合った医療従事者を質・量両面にわたり確保するとともに、医師等の偏在対策を推進すること (施策目標1－2－1) 基本目標1:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標2:必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	担当 部局名	医政局医事課 歯科保健課 看護課 特定医薬品開発支援・ 医療情報担当参事官室 地域医療計画課	作成責任者名	医事課長 西嶋 康浩 歯科保健課長 小嶺 祐子 看護課長 習田 由美子 特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室長 田中 彰子 地域医療計画課長 中田 勝己
施策の概要	【1－1:医療人材の確保(医師養成数)】 ・ 全国レベルで医師数は毎年3,500～4,000名ずつ増加してきた一方で、人口減少に伴い将来的には医師需要が減少局面となるため、医師の増加のペースについては見直しが必要である。 ・ 経済財政運営と改革の基本方針2024において、2026年度の医学部定員の上限については2024年度の医学部定員を超えない範囲で設定するとともに、今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行うこととされた。 ・ 令和9年度以降の医学部定員については、「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」等における議論を踏まえ、検討を進めていく。				
	【1－2:医師の偏在対策～医師養成課程を通じた偏在対策～】 ・ 医師の地域偏在や診療科偏在に対応するため、以下のような取組を実施。				
	① 大学医学部教育における偏在対策 ・ 地域枠(※1)の設定により、地域・診療科偏在対策を実施。 ※1 医学部入学定員に、特定の地域での就業や、例えば、特定の診療科で診療を行うこと等を条件とした選抜枠。	② 医師臨床研修制度における偏在対策 ・ 都道府県別募集定員上限の設定。 ・ 全国の研修希望者に対する募集定員の倍率を縮小。		③ 専門研修における偏在対策 ・ 日本専門医機構が、都道府県別・診療科別採用上限数(シーリング)を設定。	
	【1－3:医師の偏在対策～医師確保計画等を通じた医師偏在対策～】 ・ 三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すため、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた、医師偏在指標の算定式を国が提示。 ・ 都道府県は、三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師確保計画において以下の事項を定め、3年ごとに見直しを実施。 ①医師偏在指標の大小、将来の需給推計を踏まえ、地域ごとの医師確保方針 ②確保すべき医師の数(目標医師数) ③目標医師数を達成するための具体的な施策 ・ また、産科・小児科における医師偏在対策の検討は、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、医師確保計画では、産科・小児科における医師偏在指標も踏まえ、三次医療圏、周産期・小児医療圏ごとに、医師確保の方針、偏在対策基準医師数、偏在対策基準医師数を踏まえた具体的な施策を盛り込んでいる。 ・ 外来診療についても、都道府県ごとに「外来医療の提供体制の確保に関する事項」(外来医療計画)を策定し、地域ごとの外来医療に関する情報の可視化、新規開業希望者等への情報提供、外来医療に関する協議の場の設置等を盛り込んでいる。				
	【2－1:医療人材の確保(看護職員)】 ・ 看護職員の確保策については、新規養成・復職支援・定着促進の3本柱の推進に加え、地域の実情に合わせた地域・領域別偏在の調整を行っている。 ・ 地域偏在については、平成29年度より都道府県ナースセンターが軸となり、都道府県や医師会、病院団体等と連携の上、地域の実情に応じて対象領域を絞った確保策を計画・展開する「地域に必要な看護職の確保推進事業」が実施されている。 ・ 領域偏在については、病院等で働く看護師等が、多様なキャリアを選択できるよう、訪問看護事業所や介護保険施設等での研修の実施、看護管理者に対する多様な背景を持つ看護職員の活用に関する研修の推進等を行っている。				
	【2－2:医療人材の確保(歯科衛生士)】 ・ 地域包括ケアシステム構築の観点から、歯科衛生士は重要な役割を果たすと考えられるが、免許登録者のうち業務従事者は47.8%(約14万人)にとどまる。 ・ 歯科衛生士の人材確保対策として、地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するため、研修会やワークショップを実施するとともに、雇用主として求人を行う歯科医療機関の管理者や復職相談等を受ける者に指導を行う人材を育成するための研修を実施する。また、歯科衛生士が復職する際や新人歯科衛生士に対する技術修練等の離職防止及び復職支援の取組を実施している。				
	【3:質の確保(医療従事者)】 ・ 医師・歯科医師の臨床研修の充実を図ること、医療従事者に対する研修を実施すること等を通じて、医療従事者の資質向上を図ることで、質の高い医療サービスを提供できる体制を整備するために実施している。				

施策を取り巻く現状		1. 平成20年度から、特定の地域等での勤務を条件とした地域枠を中心に、医学部定員を臨時的に増員しており、医師数は、平成24年から令和4年までの10年間で、全国で、約30万3千人から約34万3千人へ、約4万人増加してきている。令和6年1月に公開した医師偏在指標では、平成28年のデータを用いた医師偏在指標と比較し、医師少数県の約4割、医師少数区域の約4割において、当初の下位1/3の基準である目標医師数を超えている。令和5年3月に「医師確保計画ガイドライン」を発出し、都道府県においては、令和6年度から開始する医師確保計画（第8次前期）を策定済である。										
		2. 新規養成・復職支援・定着促進を三本柱とした看護職員確保対策を進めており、令和元年度（基準年度）の就業看護職員総数が168万人であったのに対して令和2年度は173万人へ増加している。今後は、訪問看護については需要の増加が見込まれている。 ・骨太方針2024において、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保を含めた歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むことが盛り込まれた。										
		3. 医師の臨床研修医採用数は、令和5年度が9,388人、令和6年度が9,460人と増加傾向にある。また、臨床研修の満足度調査においても基準値以上の満足度となっている。歯科医師の臨床研修医採用数は、令和5年度が1,970人、令和6年度が2,085人と一定数となっている。また、臨床研修の満足度調査についても一定の水準を維持している。										
施策実現のための課題		1	・ 医師の養成には8年の期間を要することから、中長期的な観点で考える必要があるため、直近の需給推計では、医師数が増える一方で、人口が減少していくことから将来的には供給過剰となることが見込まれており、今後の医師増加のペースについて検討が必要である。 ・ また、医師数は増加している一方で、地域間や診療科間での偏在が存在しているため、偏在対策を講じる必要がある。									
		2	・ 地域医療構想の実現に向けて、看護職員の総数不足への対応策だけでなく、看護職員の地域偏在や、病棟から訪問看護・介護領域への移行の必要といった領域偏在が課題である。 ・ 歯科衛生士は、他職種と同様に、ライフイベント後の復職が課題である。また、歯科疾患の予防や重症化予防に対するニーズの高まりから、歯科衛生士に対する需要が増大している。									
		3	・ 医師・歯科医師の資質の向上のためには、その基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な能力を習得することが必要であるとともに、高齢化の進展が見込まれる中で、今後必要とされる医療ニーズに適合できる医師・歯科医師の養成が課題である。 ・ 看護職員については、免許取得後も継続的にその資質の向上を図り、質の高い看護職員を育成することが課題である。									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由				
		目標1 (課題1)	医療需要に見合った医師数の確保及び医師の偏在を是正すること。						将来にわたって適正な医師数を確保していくため、人口減少・高齢化といった人口構造の変化やこれに伴う医療ニーズの変化など、中長期的な要素を踏まえながら定期的に医師需給推計を行った上で、需要に見合った医師数の確保を進めるとともに、医師養成課程を通じて医師偏在は是正に向けた取組を行っていく必要があるため。			
		目標2 (課題2)	看護職員の量的確保を図るとともに、領域偏在を是正すること。 歯科衛生士の量的確保を図ること。						看護職員については、団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すると、今後の医療需要の高まりに対応するための量的確保とともに、地域包括ケアシステムの円滑な構築に向けて、領域偏在の是正が求められている。また、歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上等、歯科保健医療の需要が多様化する中で歯科衛生士を確保していくことが必要であるため。			
		目標3 (課題3)	臨床研修の充実により質の高い医師及び歯科医師を養成すること。 資質向上に関わる研修推進により、新人看護職員や質の高い看護職員を育成すること。						臨床研修の充実を図ることで、資質の高い医師及び歯科医師を養成することができ、結果として質の高い医療サービスを提供する体制の整備に資するため。 看護職員の資質の向上のためには、看護職員が必要な研修を受けることができるよう、研修の推進を図る必要があるため。			
		達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
1	診療科別医師数の増減割合 (平成6年を1.0とした場合) (アウトカム)	小児科: 1.26倍 産科・産婦人科: 0.97倍 外科: 0.99倍	平成26年度	前回調査以上	2年に1度	前回調査 (小児科: 1.30倍、 産科・産婦人科: 0.99倍、 外科: 0.99倍)以上		前回調査以上		前回調査以上	・ 診療科別医師数の指標として、医師の不足が指摘されることの多い診療科の医師数の増減割合を評価することが妥当。	・ 目標年度については、「医師・歯科医師・薬剤師統計」が2年に1度実施されていることから、次回統計（調査）時点において、診療科偏在対策の効果検証を行い、今後の検討材料とするため、それぞれの診療科の現在の医師数よりも増加していることを確認する。 ・ 目標値については、医師の不足が指摘されることの多い診療科の医師数を減少させないことが必要であることから、「前回調査以上」としている。 (参考)平成28年度実績 小児科:1.27倍、産科・産婦人科:1.00倍、外科:0.99倍

2	医師偏在指標 (三次医療圏・二次医療圏ごとに医師の偏在の状況を示す指標) (アウトカム)	医師少数の都道府県:16 医師少数の二次医療圏:112	令和元年度	医師少数区域及び医師少数都道府県が医師確保計画期間開始時の下位33.3%の基準より脱した都道府県:16 二次医療圏:112	3年に1度 (令和5年までは4年に1度)			前回調査(医師少数の都道府県:16 医師少数の二次医療圏:112)以下			・ 三次医療圏・二次医療圏ごとに、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた「医師偏在指標」を新たに設定した。 ・ 医師偏在指標は、医療需要(ニーズ)及び将来の人口・人口構成の変化や患者の流出入等、医師の性別・年齢分布、等の要素を考慮し、全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に評価する指標として設定したものである。	・ 目標年度については、医師偏在指標の見直しが3年に1度実施されていることから、次回調査時点において、それぞれの地域の偏在は正の程度を確認する。 (参考) 令和元年より確定値を算出していき、最初は4年に1度、令和5年以降は3年に1度
3	必要医師数を達成した都道府県数 (アウトカム)	必要医師数を達成した都道府県数:19	平成30年度	47都道府県	令和18年度	22		25		28	・ 医師確保計画は都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うために策定する計画であり、定量的な分析に基づいて計画を定め3年(初回のみ4年)ごとにその内容を見直すこととしている。 ・ 令和2年4月より、医師の少ない地域(医師少数区域等)において6ヶ月以上勤務し、その中で医師少数区域等における医療の提供に必要な業務を行った医師を厚生労働大臣が評価・認定する制度が創設された。当該認定を受けた医師を一定の病院の管理者として評価するほか、認定医師個人や、認定医師によって質の高いプライマリ・ケアが提供される医療機関等に対する財政支援を行っている。 ・ こうした認定制度を活用し、長期的な医師偏在は是正の目標年である2036(令和18)年において、各都道府県において、必要医師数を確保することが求められるため、指標として設定した。	2036(令和18)年において、すべての都道府県が必要医師数を確保することを目標とする。 (参考) 3年間の計画期間中の目標医師数は、医師少数区域及び医師少数都道府県が下位1/3の基準を脱するための医師数であり、令和18年度までに47都道府県において必要医師数を達成するよう、目標値とする都道府県数は段階的に引き上げるものとして設定した。
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由	
4	救急科医師数(救急科は平成18年から統計を開始したため、倍率ではなく医師数で表示。また、複数回答の診療科で集計) 平成18年 救急科医師数 2,175人 (アウトプット)					5,021		5,242			・ 診療科別医師数の指標として、政策医療としても重要な救急科の医師数を評価する。	
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額 執行額	予算額 執行額									
(1)	医政局国家試験関係費 (昭和21年度)	3.8億円	4.2億円	4.3億円	—	・医師等の国家試験問題を作成する国家試験委員会の開催や、国家試験を実施するとともに、医師等の免許申請の審査や免許の交付を行う。 ・「医師法」、「歯科医師法」、「保健師助産師看護師法」、「診療放射線技師法」、「臨床検査技師等に関する法律」、「理学療法士作業療法士法」に基づく国家試験の実施や免許の交付など、医師等の資格制度を適正に運用することにより、業務に従事する上で必要な知識及び技能を有する医療従事者の確保に寄与する。					002032	
(2)	医政局国家試験等電算化経費 (昭和55年度)	0.9億円	0.9億円	0.9億円	—	・医師等国家試験業務において、受験者データ、採点、合否判定データ等を電算化し、試験事務を迅速化するとともに、医師等国家試験の試験作成委員会において、試験問題の作成支援のため、既出問題、公募問題をプールしたものを使用し、試験問題を作成し、今後の試験問題作成支援のため良質な試験問題を揃えておくもの。 ・医師等14の医療関係職種については、合格発表(毎年3月下旬から4月上旬)直後に約10万人の免許申請が(医事課試験免許室)に集中するが、合格者データ等を電子化することにより速やかな新規免許登録に資する。また、紙媒体である登録者籍簿の電子化により、年間7万人を超える氏名等の訂正(籍訂正)事務の効率化を図る。さらに、平成19年度から稼働している医師等資格確認検索システムにあつては、ホームページ上で医師等の氏名を検索できるようにすることにより、国民が医師等の資格を確認できるようにし、医師等でない者からの医療の提供を避けることを可能とする。加えて、登録済証明書をICT化し、WEB上で登録状況の確認を可能とすることで、免許登録業務の迅速化や申請者の利便性の向上を推進する。 ・医師等国家試験業務において、国家試験業務の迅速化を図るとともに、各試験委員の試験問題の作成支援等のために、プール制に伴う試験問題の蓄積・編集を行う。また、新規免許登録事務や籍訂正事務等を電子化など、国家試験事務を効率化することにより、医師確保対策に寄与する。					002031	

(3)	医師等国家試験実施費 (平成12年度)	9.2億円	13.1億円	12.8億円	—	・医師、歯科医師等の国家試験の実施に係る願書受付、受験票の交付、試験会場の借上げ、試験会場設営、試験監督、合格発表等の実施。 ・医師、歯科医師等の国家試験の実施業務については、国民の生命身体に直接影響すること、国民の健康な生活や安全な食生活の実現に資するといった観点から、各資格者として必要な知識及び技能について試験を実施し、もって各資格者として必要な知識及び技能を身につけた医療従事者の確保に寄与する。	002036
		8.7億円	12.3億円				
(4)	キャリア形成プログラム等運用支援事業等 (平成30年度)	1.5億円	2.2億円	1.1億円	1,2,3	・医師偏在対策の一環として、妊産婦モニタリングシステムの体制整備を促進することにより、他の診療科と比較して少数かつ長時間勤務が余儀なくされている産科医療に従事する医師の勤務環境を改善する。また、医師少数区域等において一定期間勤務した医師を認定する制度が医師偏在の解消に資するよう、認定を取得した医師が医師少数区域等で診療を継続する等のキャリア形成等の取組を支援する。さらに、各都道府県のキャリアコーディネーターへの質向上のための研修の実施等を通じて、キャリア形成プログラムの運用面の向上を図り、対象医師等のキャリア形成プログラムへの定着促進支援を行う。 ・これらの事業は医師偏在の解消に寄与する。	001990
		0.6億円	2.2億円				
(5)	医師等の地域偏在・診療科偏在対策に向けた調査事業 (令和3年度)	0.2億円	0.1億円	0.1億円	—	医師等の偏在対策等を推進する上で必要な分析・調査を進めるため、医師等のマクロ需給推計、都道府県別診療科別必要医師数の推計等を実施する	002886
		0.1億円	0.04億円				

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
○5	就業看護職員総数 (アウトカム)	1,683,295人	令和元年度	1,801,633人以上	令和8年度	前年度 (1,683,295人)以上			1,750,916人以上		・ ①看護職員の業務密度・負担が高くなっていること、②患者本位の質の高い医療サービスを実現するため、看護職員を質・量ともに確保することが求められていることを踏まえ、就業看護職員総数を測定指標として設定した。就業看護職員総数は医療施設(静態)調査及び衛生行政報告例(隔年報)に基づき算出する。 ・ なお、従前は、病院の看護職員数については、毎年実施される病院報告に基づき算出していたが、病院の看護職員数に関する調査が病院報告においては行われなくなり、3年に一度の医療施設(静態)調査において行われることとなったことを踏まえて、就業看護職員総数を3年ごとに算出することとしている。	・ 目標値の設定の根拠は、「看護職員需給分科会中間とりまとめ」(令和元年11月15日)で推計された令和7年度における就業看護職員総数の必要数1,801,633人を、実績値の把握が可能な令和8年度の目標値として設定したものの。
						1,734,025			R7年度 7月以降 公表予定			
6	訪問看護ステーション及び介護保険施設等の就業看護職員数(アウトカム)	218,291人	平成30年度	299,971人以上	令和8年度			259,131人以上		279,551人以上	地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後、訪問看護ステーション及び介護保険事業等において看護職員確保のニーズが特に高まることから、訪問看護ステーション及び介護保険施設等の就業看護職員数を測定指標として設定した。なお、訪問看護ステーション及び介護保険施設・事業所の就業看護職員数は、衛生行政報告例(2年ごと)に基づき把握していることから、2年ごとに実績値を把握する。	・ 目標値の設定の根拠は、「看護職員需給分科会中間とりまとめ」(令和元年11月15日)で推計された令和7年度における訪問看護ステーション及び介護保険施設等の就業看護職員数の必要数を、実績値の把握が可能な令和8年度の目標値として設定したものの。
						240,629人		242,608人		R7年度 7月以降 公表予定		
7	就業歯科衛生士数 (アウトカム)	123,831人	平成28年度	前回調査 以上	2年に1度	前回調査 (132,629人)以上		前回調査 (142,760人)以上		前回調査 (145,183人)以上	・ 歯科疾患の予防・治療、口腔機能の維持・向上等、歯科保健医療の需要が多様化する中で、歯科衛生士の人材確保が求められていることから、就業歯科衛生士数を測定指標として選定した。	・ 令和6年度の目標値を「前回調査以上」とした理由は、歯科保健医療の多様化に伴い、歯科衛生士の需要が高まっている中、まずは就業歯科衛生士の量的確保が必要であるため。
						142,760人		145,183人				

達成手段2 (開始年度)		令和4年度 予算額	令和5年度 予算額	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュ事業番号
		執行額	執行額				
(6)	中央ナースセンター事業 (平成4年度)	2.3億円	5.3億円	2.4億円	5.6	・看護師等に対して都道府県ナースセンターが行う、病院等における看護師等の確保の動向及び就業を希望する看護師等の状況に関する調査、訪問看護その他の看護についての知識及び技能に関する研修、看護師等に対する無料の職業紹介事業、看護に関する啓発活動などの事業について連絡調整、指導その他の援助を行う事業を実施する。 ・保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)の未就業者の就業促進など、看護職員の確保を図るため、都道府県ナースセンター事業の活動を支援・指導等、都道府県ナースセンターを統括する事業を実施することにより、医療機関等の看護職員の不足解消及び在宅医療の推進に寄与する。	001994
		2.3億円	5.2億円				
(7)	看護職員確保対策特別事業費(団体分) (平成5年度)	0.4億円	0.4億円	0.4億円	5	・厚生労働大臣が認める者が総合的な看護職員確保対策を推進するために行う特別事業に対して補助を行う。 ・厚生労働大臣が認める者が創意工夫を凝らし、地域の実情に応じた効果的・効率的な看護職員の離職防止対策をはじめとした総合的な看護職員確保対策に関する特別事業について助成し、より具体的な事業展開を図り、総合的な看護職員確保対策の推進に資する。	001995

(8)	学生実習国民向けPR経費 (平成20年度)	88万円	88万円	88万円	5	・患者・家族をはじめとした国民に対し、看護学生が実施する臨地実習についての理解を深め、看護学生が受け持ちとして関わる事を受け入れていただくなど臨地実習への協力を求めるため、臨地実習の目的や内容、臨地実習に行くまでの看護学生の学びの状況などについて様々な媒体を用いて周知・広報を行っている。					002033	
		89万円	83万円									
(10)	看護師養成所における社会人経験者受入事業 (平成26年度)	119万円	119万円	119万円	5	・看護師等養成所における社会人経験者受入れ促進のために、看護師等養成所のPRや、必要な情報、学習環境の整備方法等の周知を行う。					002037	
		95万円	112万円									
(11)	歯科衛生士の人材確保実証事業 (平成29年度)	1.4億円	0.9億円	0.7億円	7	・地域で中核を担う研修指導者や臨床実地指導者等の人材を育成するための研修会やワークショップを実施するとともに、雇用主として求人を行う歯科医療機関の管理者や復職相談等を受ける者に指導を行う人材を育成するための研修を実施する。また、育児・介護等によって離職していた歯科衛生士や、免許取得直後の新人歯科衛生士を対象とした技術修練等を支援することで、歯科衛生士の復職支援及び離職防止を推進し、歯科衛生士の人材確保を図る。					001998	
		0.3億円	0.7億									
達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値							
					令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
⑧	研修医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	70%	平成25年度	基準値以上	毎年度	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	基準値以上	・ 医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容が充実しているということでもあり、医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、令和2年度開始の臨床研修より、各研修医の到達目標の達成状況について、各分野・診療科の研修終了時に、医師及び医師以外の医療職が「研修医評価票」を用いて評価するとともに、2年間の臨床研修終了時には、各臨床研修病院の研修管理委員会において、それまでの「研修医評価票」を勘案し「臨床研修の目標の達成度判定票」を作成し、全ての項目を達成している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 臨床研修は、医師の基本的な診療能力を習得するために毎年度実施しているものであり、臨床研修の質の向上は医師の質の向上に資することから、毎年度の目標値を基準値の70%としている。 (参考)令和4年度実績値77.1%は、分母:臨床研修修了者アンケート回答者の人数(6,510人)、分子:『問44 臨床研修全体の満足度について』において、『4 』若しくは『5 』と回答した人数(5,022人)から算出したもの。
9	研修歯科医の満足度調査(満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合) (アウトカム)	83.3%	平成26年度	前年度以上	毎年度	前年度 (78.3%) 以上	前年度 (75.7%) 以上	前年度 (64.6%) 以上	前年度 (67.2%) 以上	前年度以上	・ 歯科医師の質の向上を指標として評価することは非常に困難であるが、臨床研修歯科医が満足しているということは、臨床研修制度や臨床研修施設等における研修内容が充実しているということでもあり、歯科医師の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用いている。 ・ なお、研修歯科医の評価については、多面評価を推進するため、指導歯科医の他、研修歯科医に関わる関係者により研修の進捗状況を把握・評価するとともに、研修期間の終了時には、各臨床研修施設の研修管理委員会において、それまでの研修期間中の評価及び到達目標の達成度の評価が基準に到達している場合に、臨床研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 毎年度の目標値を「前年度以上」としている理由は、臨床研修制度や臨床研修病院等における研修内容の質の更なる向上のためである。 (参考)令和4年度実績値67.2%は、分母:臨床研修終了者アンケートにおける『問58 全体の満足度について』回答者の人数(1,450人)、分子:『問58 全体の満足度について』において、『満足している』若しくは『やや満足している』と回答した人数(974人)から算出したもの。
10	新人看護職員がいる300床未満の病院における新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を実施している病院の割合 (アウトプット)	78%	平成26年度	前回調査 以上	3年ごと	平成29年度 (81%) 以上			前回調査 以上		・ 目標値を「前回調査以上」としている理由は、次のとおり。 ・ 平成21年7月の保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正により、平成22年4月1日から新たに業務に従事する看護職員の臨床研修等が努力義務となっている。よって、質の担保のために研修率低下につながらないように前年度以上を目標にしていなければならない。 ・ なお、令和5年度の実績値については、医療施設静態調査の結果を、参考の計算式を用いて算出する(令和7年4月目途) (参考)平成26年度実績値78%は、分母:新人看護職員がいる300病床未満の病院数、分子:新人看護職員研修ガイドラインに沿ったを実施している病院数から算出したもの。	
									集計中 (令和7年 4月目途 公表予定)			

11	看護師の特定行為研修に係る指定研修機関数 （アウトプット） 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野52 i】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	87機関	平成30年度	432機関	令和6年度			360機関	380機関	432機関	・ 特定行為研修を実施する指定研修機関数の増加は、看護師等の質の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を用い、前回の実績を上回ることを目標としている。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	・ 新経済・財政再生計画改革工程表2023のKPIでは2024年度までに400機関と設定されているが、この目標値については令和5年度で達成した。 ・ 看護師等の資質の向上を図るためには、より多くの看護師等が特定行為研修を受講できる体制の整備を引き続き推進する必要がある。 ・ 令和3年度に全ての都道府県において指定研修機関1カ所以上を達成したことから、今後は地域の実情に応じた指定研修機関の確保を推進する方針であることを勘案して令和6年度の目標を設定した。
	ドクターヘリ従事者研修の満足度調査（満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の割合） （アウトカム）	92.0%	令和元年度	前年度以上	毎年度	前年度 (91.6%) 以上 93.1%	前年度 (93.1%) 以上 95.7%	前年度 (95.7%) 以上 95.7%	前年度 (95.7%) 以上 98.6%	前年度 (98.6%) 以上	・ ドクターヘリにおいて提供される医療の質を評価することは非常に困難であるが、ドクターヘリ従事者研修者が研修に満足しているということとは、研修内容が充実しているということでもあり、ドクターヘリによる救急医療提供体制の向上にもつながるものであると考えられるため、当該指標を選定した。 ・ なお、研修講師の評価については、多面評価を推進するため、研修講師の他、研修講師に関わる関係者により研修の進捗状況を把握・評価するとともに、研修期間の終了時には、それまでの研修期間中の評価及び到達目標の達成度の評価が基準に到達している場合に、ドクターヘリ従事者研修の修了を認めており、修了が認められた者に対し、満足度調査を行っている。	・ 目標値を「毎年度：前年度以上」としている理由は、満足度については一定の目標を定めるのではなく、研修内容の改善を図り年々増加させていくことが適当であると考えられるため、当該目標値を設定したものである。 （参考）令和5年度実績値98.6%は、分母：満足度調査の回答者の人数（141人）、分子：満足度5段階評価のうち4段階以上の回答者の人数（139人）から算出したもの。

達成手段3 （開始年度）		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号
		予算額	予算額				
		執行額	執行額				
(13)	医療関係者問題調査検討会等経費 （昭和63年度）	0.2億円	0.2億円	0.2億円	8	①医師研修研究経費 ②医療関係者問題調査検討会費 ③外国医師等臨床修練認定経費 我が国の医師等の資格を有しない外国医師等が医療技術を習得するために、その研修に必要な範囲において、医療行為を行うことを認める臨床修練の認定を行う。 ④医師等資質向上対策費 行政処分を受けた医師等の再教育を行う。 効果的な臨床研修の検討や医療関係者問題についての検討、その他医師等の再教育等を行うことにより、医療関係者の質の向上を図る。	002041
		0.06億円	0.06億円				
(14)	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会費 （平成8年度）	0.03億円	0.03億円	0.03億円	9	歯科衛生士養成施設の教育内容を充実するため、養成施設の教員に対する講習会を実施し、高齢者や在宅療養者への歯科診療や食育支援等の歯科衛生業務範囲の広がりにも対応できる歯科衛生士の養成を図る。	002044
		0.03億円	0.03億円				
(15)	歯科医師臨床研修費 （平成9年度）	14億円	14億円	14億円	9	臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。 平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上に寄与する。	001982
		13億円	14億円				
(16)	歯科関係者講習会 （平成10年度）	0.08億円	0.08億円	0.08億円	9	歯科医療従事者に対してエイズや肝炎等の感染症予防や院内感染防止対策等に関する講習を行い、安心で安全な歯科医療環境の確保を図ることを目的とする。	002043
		0.03億円	0.05億円				
(17)	臨床研修関係システム運用経費 （平成15年度）	-	-	-	9	「歯科医師臨床研修プログラム検索サイト」の保守・運用を行う。 臨床研修施設が法令に基づく年次報告書等を提出する際に、インターネットを通じての提出を可能とし、臨床研修施設の事務担当者の事務の簡素化を図る。また、当該情報を一般に公開することにより、歯科医学生の臨床研修施設の選択に資するとともに、臨床研修施設の間の競争を促し、臨床研修の質の向上を図る。	002042
		-	-				
(18)	死体検案講習会費 （平成17年度）	0.6億円	0.6億円	0.6億円	-	警察医や一般臨床医で、検案に従事する機会が多い医師を対象として検案業務に関する講習会を開催。 【講習期間及び内容】 ①座学2日間・・・死体解剖保存法などの法律講義、検案制度の国際比較、死体検案書の書き方、検案の実施方法等 ②監察医務院や各大学法医学教室などにて見学実習（スクリーニング）。1検案あたり2時間程度の見学実習を3回程度経験 ③座学1日間・・・家族への対応についての演習（グループワーク）、見学実習を受けての症例報告 検案業務に従事する機会が多い一般臨床医、警察医を対象に、検案業務に関する講習会を開催し、検案能力の向上を図る。	002040
		0.3億円	0.2億円				
(19)	歯科医師臨床研修指導医講習会費 （平成18年度）	0.3億円	0.2億円	0.2億円	9	臨床研修施設における指導歯科医等の確保、研修プログラムの企画立案・管理、研修歯科医の受け入れのための環境整備等に係る経費に対する財政支援を行う。 平成18年度からの歯科医師臨床研修の必修化を踏まえ、臨床研修開始時点における研修歯科医の歯科医師としての資質を確保するとともに、研修歯科医が臨床研修に専念できる環境を整備すること、研修歯科医が臨床歯科医として患者中心の全人的医療を理解した上で、歯科医師としての人格をかん養し、総合的な歯科診療能力を身に付け、効果的な臨床研修の実施と歯科医師としての資質の向上に寄与する。	002045
		0.1億円	0.2億円				

	(20)	外国人看護師・介護福祉士受入事業 (平成19年度)	0.63億円 0.63億円	0.63億円	0.63億円	—	経済連携協定(EPA)に基づき外国人看護師候補者として入国した者が、看護師国家試験合格へ向けてEPAの趣旨に則り、受入れ施設において適切な就労・研修が行われる環境を整備することを目的に、(公社)国際厚生事業団が行う日本語研修や外国人看護師候補者の各種相談対応などの事業について補助を行うものである。	002000
	(21)	臨床研修修了者アンケート調査費 (平成22年度)	0.05億円 0.03億円	0.05億円 0.03億円	0.05億円	8	毎年3月末までに臨床研修を修了する全ての医師にアンケート調査を実施。医師臨床研修を修了する医師から、各自が経験した臨床研修のプログラム、進路希望、希望勤務地等の情報をアンケート調査により収集し、へき地や離島、産科・小児科等の診療科への医師の誘導策を検討する材料とするとともに、臨床研修制度の評価及び眷属的な見直しの検討の材料とすることで、臨床研修の質の向上を図る。	002047
	(22)	新人看護職員研修推進費 (平成22年度)	527万円 329万円	527万円 228万円	527万円	10	新人看護職員研修に関するガイドラインの普及を図り、病院等において新人看護職員卒後研修の着実な実施を促進する。	002046
	(23)	看護師の特定行為に係る研修機関支援事業 (平成26年度)	7.02億円 6.67億円	8.0億円 7.27億円	8.0億円	11	特定行為に係る看護師の研修制度の円滑な施行・運用を図るため、指定研修機関の設置準備や運営等に必要な経費に対する支援を行う。	001997
	(24)	保健師等再教育講習会費 (平成22年度)	178万円 51万円	178万円 20万円	178万円	—	保健師・助産師・看護師に対する再教育研修及びその後の評価会議等を開催するために必要な経費である。	002049
	(25)	看護教員等養成講習推進費 (平成22年度)	57万円 26万円	57万円 31万円	57万円	10	看護教員等の養成を円滑に行うために、教員養成講習の調整会議を開催するために必要な経費である。	002048
	(26)	外国人看護師候補者学習支援事業 (平成22年度)	1.0億円 1.0億円	1.0億円 0.6億円	1.0億円	—	経済連携協定(EPA)に基づいて入国した外国人看護師候補者の受入れ施設において、適切な学習支援を行うことで、外国人看護師候補者の円滑かつ適正な受入れ実施のための環境を整備することを目的とし、公募で選定された団体に対して、看護師国家試験合格へ向けた模擬試験の実施や国家試験対策などの学習支援事業に対して補助を行う。	001980
	(27)	実践的な手術手技向上研修事業 (平成24年度)	0.92億円 0.90億円	0.92億円 0.92億円	0.92億円	—	現在は一部の大学で限定的に行われているサージカルトレーニングの取組について、「臨床医学の教育及び研究における死体解剖のガイドライン」を踏まえて、より多くの医師が参加し、その手術手技の向上につなげられるものとするため、他大学や医療機関の医師を含めて受け入れる取組みを支援するとともに、トレーニングの効果や運営上の問題点等について整理・検討を行う。(委託先) 医科系大学等 医師に死体を利用した実践的な手術手技を習得させるための研修体制を整備することにより、医師の医療技術の向上および国民に対する安全・安心な医療の提供を図る。	002050
	(28)	看護教員養成支援(通信制教育)改善経費 (平成24年度)	811万円 811万円	811万円 811万円	811万円	—	看護教員養成講習会の未受講者の解消を図り、安定的に看護教員を養成するための、通信制教育(e-ラーニング)の補助を行う。	002051
	(29)	遠隔医療従事者研修事業 (平成26年度)	0.07億円 0.06億円	— —	—	—	遠隔医療に関心のある医療従事者や一般国民等を対象に、遠隔医療の目的、機能や運用していくためのポイントなどについて研修を行う。	—
	(30)	看護教員教務主任養成講習会事業(団体分) (平成27年度)	0.11億円 0.11億円	0.11億円 0.11億円	0.11億円	—	看護師等養成所の教務主任となる者に対して、養成所の運営・管理及び教員に対する指導を行うために必要な専門知識・技術を修得させ、養成所における看護教育の充実及び質の向上を図ることを目的とした講習会を実施する事業者に補助を行う。	002053
	(31)	オンライン診療研修の推進事業 (令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連：社会保障分野41】	0.2億円 6百万円	0.2億円 0.1億円	0.1億円	—	平成30年3月に発出された「オンライン診療の適切な実施に関する指針」では、その他オンライン診療に関連する事項の「医師教育/患者教育」で、医師はオンライン診療に責任を有する者として、医療関係団体などによる研修の受講等により情報通信機器の使用や情報セキュリティ等を含むオンライン診療の実施に関連した知識の習得に努める必要があるとしている。従って、オンライン診療の実施に必要な知識の習得が可能なe-learningを実施することで、適切なオンライン診療の推進を図るものである。	005519
	(32)	OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業 (令和3年度)	0.7億円 0.7億円	0.7億円 0.7億円	1.3億円	—	歯科医師の資質向上に向け、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成を推進するため、共用試験(CBT、OSCE)の公的化された。現状調査及び課題抽出等によりOSCEの内容・評価の再検討し、認定標準模擬患者・認定評価者養成及び評価実施のためのガイドライン等の再検討、認定標準模擬患者及び認定評価者の養成に係る経費を補助するものである。	003016
	(33)	ドクターヘリの導入促進 (平成21年度)	0.11億円 0.04億円	0.11億円 0.06億円	0.11億円	13	ドクターヘリという特殊な場所において高度な救急医療を提供できる医師・看護師等を育成する。ドクターヘリの導入を推進することで、ドクターヘリを用いた迅速な救命救急活動の機会を増加させる。	002039
	(34)	補聴器販売者の技能向上研修経費	41百万円 41百万円	41百万円 40百万円	36百万円	—	補聴器販売者が適切な補聴器の選定或使用指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための研修を実施する。補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的に、補聴器に関する情報等についての普及啓発を実施する。	002054

施策の予算額(千円)	令和4年度	令和5年度	令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和5年度
	4,602,567	5,479,282	5,090,741			
施策の執行額(千円)	4,152,903	5,090,609				
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和4年2月25日	医療分野では、今般の感染症対応で得られた知見を踏まえつつ、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。		
	第213回国会衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説		令和6年3月8日	医療分野では、地域医療構想、医療従事者の働き方改革、そして医師偏在対策を一体的に進めます。		